

○佐賀県特定診療科専門研修資金のご案内

特定診療科専門研修資金とは、本県において特に医師の確保が必要であると認められる診療科（小児科・産婦人科・麻酔科の3科）での専門研修のための資金に充てることを目的に、佐賀県から対象者に対して貸与を行うものです。専門研修終了後、県内の医療機関等で必要勤務期間業務に従事すれば返還が免除されます。

1. 対象者

特定診療科（小児科・産婦人科・麻酔科の3科）専門研修を受けている者

2. 貸与額

研修1年につき330万円（年間貸与額を一括で貸与します。）

3. 貸与期間

4年以内（特定診療科専門研修に係る研修期間以内に限る）

4. 返還免除の要件

貸与を受けた期間と同期間を県内の医療機関等（民間医療機関を含む）で勤務した場合に返還が免除されます。

【返還免除までの勤務イメージ図】

（例：佐賀県特定診療科専門研修資金の貸与を3年間受けた場合）



※特定診療科専門研修資金はご自身のキャリア設計に応じて随時返還することが可能です。

（この場合も無利子。）

5. 申請手続き

以下の書類を佐賀県医務課医療人材政策室に提出してください。

- ・特定診療科専門研修資金貸与申請書
- ・研修実施計画書 ・医師免許証の写し
- ・申請者及び各連帯保証人の身分証明書（運転免許証、健康保険証等）の写し
- ・メールアドレス連絡票

6. 連絡・問い合わせ先

佐賀県医務課医療人材政策室（TEL:0952-25-7358 Mail:imu@pref.saga.lg.jp）

【詳細な条件】

●返還猶予の要件

特定診療科専門研修資金の貸与を受けた後、返還猶予の要件に該当する場合は、返還猶予申請を行い決定されることで返還が猶予されます。

◇ 特定診療科専門研修資金の返還の全部又は一部が猶予される要件

- ① 県内の医療機関等において業務に従事するとき（条例第9条第2項第4号）
- ② 災害又は疾病が認められるとき（条例第9条第2項第6号）
- ③ その他やむを得ない理由があると認められるとき（条例第9条第2項第6号）
- ④ 専門研修等を受けるとき（条例第9条第3項）

●返還免除の要件

貸与を受けた期間と同期間を必要勤務期間とし、県内の医療機関等で業務に従事した者は、特定診療科専門研修資金の返還の全部が免除されます。

ア 特定診療科専門研修資金の返還の全部が免除される要件

- ① 必要勤務期間の間、県内の医療機関等における業務に従事したとき
- ② ①の業務に起因する心身の故障又は死亡のため業務を継続することができなくなったとき

イ 特定診療科専門研修資金の返還の全部又は一部が免除される要件

- ① 災害、死亡、疾病その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったとき

※特定診療科専門研修資金の被貸与者が他の修学資金等（自治医科大学医学部修学資金を含む。）の貸与を受けている場合、特定診療科専門研修資金に係る必要勤務期間は他の修学資金等に係る必要勤務期間には含めず、また、いずれかの貸与に係る必要勤務期間のための業務は、他の貸与に係る必要勤務期間のための業務への従事の継続性を中断しないものとします。

なお、いずれの貸与資金を優先して返還、又は返還免除を受けるかについては、県と被貸与者が協議して定めるものとします。

●返還

次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた特定診療科専門研修資金の額を、当該各号に掲げる理由が生じた月の翌月1日から起算して1月以内に一括して返還しなければなりません。

- (1) 専門研修を中止したとき
- (2) 心身の故障のため、専門研修を継続することができなくなったと認められるとき
- (3) 特定診療科専門研修資金の貸与を受けることを辞退したとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- (6) その他被貸与者として不適当と認められるとき

※正当な理由がなく貸与を受けた特定診療科専門研修資金を知事の定める日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

●その他

特定診療科専門研修資金の貸与に際して提出された申請書等に記載されている個人情報、当該貸与事業に係る業務のためのみに使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。

特定診療科専門研修資金は返還免除が決定となった際に所得税の課税対象となる場合があります。詳細は税務署にお問い合わせください。